

## 不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第26条第3項	解任命令	生活衛生課

1 法第26条第3項に基づき、指定検査機関に対し役員又は検査員の解任を命ずる場合の審査基準は次のとおり。

指定検査機関の役員又は検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は法第28条第1項の業務規程に違反し、解任する必要があると保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。